マスクの表示・広告自主基準

第一条 目的

「マスク」(以下本品という)に適正な表示および広告を行うことによって、

一般消費者の適切な理解と使用を確保することを目的とする。

第二条 定義

本品とは、天然繊維・化学繊維の織編物または不織布等を主な本体材料として、 口と鼻を覆う形状で、花粉、ホコリなどの粒子が体内に侵入するのを抑制、またかぜ などの咳やクシャミの飛沫が体内外に侵入、飛散するのを抑制することを目的に使 用される、医薬品医療機器等法に該当しない衛生用品を言う。

第三条 表示および広告等の規制

次に挙げる表示は、本品の容器・被包または広告についてその標榜をしてはならない。

第一項 医薬品的な効能・効果の標榜

マスク全体として、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器的な効能、効果および性能の標榜と消費者に誤認を与えるような以下の表示

- 1) 「疾病の予防、治癒効果」「薬理効果」の表示。
- 2) 「具体的なウイルス、菌の名称」の表示。
- 3)「物理的な性能」を記載する場合にあっても、「具体的なウイルスや菌の名称」の表示。

ただし、「マスク」は社会通念上、花粉によるアレルギーや風邪、インフルエンザなどの対策用品として使用されており、「バクテリアやウイルスなどを含む咳やクシャミの飛沫、花粉粒子を遮断することで、かぜ、インフルエンザ、花粉、粉塵(PM2.5等)の季節の対策の一つとし用いる旨」の表現を使用として表現することは可能。

- 第二項 商品の性能、品質、規格その他の内容について、合理的根拠に基づかない表示や、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると誤認を与える表示。これを防止するため、以下の表示ルールを定める。
 - 1) 家庭用マスクは外からの微粒子の侵入を完全に防止することには限界があることから、次の表示をパッケージの前面に記載すること。マスクは感染(侵入)を完全に防ぐものではありません。
 - (8ポイント以上で記載)
 - 2) フィルタ部の捕集効率の数値表示は、実証されたデータに基づき、且つマスクの性能との誤認を避けるため、次の点に留意し、表示内容全体として本表示が

フィルタ部の捕集効率の数値表示であって、マスク全体の性能を表すものではないことが消費者に明確に認識されるように表示すること。

- ①フィルタ部の品質性能について数値表示をする場合
 - ・数値の根拠を明確にするため、試験方法または試験機関を表示すること。
 - ・表示されている事項と試験方法は対応すること。 例)ウイルス飛沫カット VFE試験(フィルタ試験法を公表すること)
 - ・数値の表記は99%までとし、「数値」と「フィルタ」の文字級数の差は2ポイント以内とすること。

(色は指定しないが誤解を与えないよう配慮すること)

- ・数値表示には必ずフィルタ部の品質性能であることを明確にすること。 例)フィルタ部の品質、フィルタ部の品質性能 フィルタ部の捕集効率BFE、BFE●●%フィルタ採用
- ②フィルタ部の品質性能について"カット""ガード"などを表示し、数値表示をしない場合
 - ・表示内容全体として「フィルタ」の品質性能であることを明確にし、 根拠データに応じて試験対象物を表示すること。 例えば"ウイルス飛沫"を試験対象物とした根拠データを取得している場合 は、「飛沫」のカットであることがわかるように表示すること。
 - 例) ウイルス飛沫ガードフィルタ採用 ウイルスガード(フィルタ性能、ウイルス飛沫で試験) 高機能フィルタでウイルス飛沫をブロック ウイルス飛沫ブロック(フィルタ採用) ウイルス飛沫フィルタでガード

なお、全国マスク工業会では、

- ・花粉粒子の捕集(ろ渦)効率測定方法
- ・かぜなどの咳やクシャミの飛沫の捕集(ろ過)効率測定方法を定めている。

第三項 国際機関の標章

国際機関(政府間の国際機関およびこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう)と関係があると誤認させるような表示(ただし、この国際機関の許可を受けたときはこの限りでない)

第四条 抗菌加工表示

肌に触れない素材やフィルタ部表面の抗菌加工として記載することは可能であるが、次の点に留意し、表示内容全体として、フィルタ部などの表面の抗菌加工について表示しているものであって、当該性能はマスクの全体性能を示すものではないことが消費者に明確に認識されるように表示すること。

- 1) IIS法に基づく抗菌試験データが必要である。
- 2) (一社) 日本衛生材料工業連合会で定めた「抗菌自主基準」により、根拠を示す

場合には、(一社)日本衛生材料工業連合会で定めた「抗菌自主基準による」旨 あるいは「抗菌マーク」の表示をすること。抗菌加工部位については「(一社)日本 衛生材料工業連合会抗菌自主基準6.表示基準」に従い表示すること

第五条 最終製品の容器・被包に表示すべき事項

商品の構成内容、窓口業者等を次の事項にて表記する。

第一項 表示事項

- (1) 品名
- (2) 対象
- (3) 素材名
- (4) 抗菌剤(加工している場合)
- (5) 入数
- (6) 製造者、販売者の名称、住所および電話番号
- (7) 包装材の材質

第二項 明瞭記載等

- 1)表示に用いる文字および枠の色は、背景の色と対照的な色など、明瞭な記載とし、消費者に見やすい表示に留意すること。
- 2) 枠と文字の大きさは、表示可能面積との関係から明瞭であれば任意とする。
- 3) 枠内表示の字数が多いときは枠外での表示も可とする。

第三項 枠内表示の様式(表示例1~3)

表示例1および3(横書き)または表示例2(縦書き)に示すとおり。

1) 品名欄

項目名を「品名」とし、「マスク」と記載する。なお「マスク」の後に「(商品名〇〇〇)」と商品名または販売名を括弧書きしてもよい。

2) 対象欄

項目名を「対象」とし、かぜ・花粉・ホコリ等と表示する。

3) 素材名欄

項目名を「素材」とし、本体・耳ひも部・フィルタ部(部位は参考図1を参照)の 素材名称を表示する。

4) 抗菌剤欄

抗菌剤使用の場合は、欄を設け、項目名を「抗菌剤」とし、抗菌剤の種類と抗菌部位を表示する。

「抗菌剤の種類」と「抗菌加工部位」に項目を分けての表示も可とする。(表示例3)

表示にあたっては、「(一社)日本衛生材料工業連合会の定めた抗菌自主基準(JIS法に準拠)の6.表示基準」に従い表示すること。

5)入数欄

項目名を「入数」または「枚数」とする。

6) 製造または販売者名欄

項目名を以下を参考に「製造販売者」、「製造者」または「販売者」とし住所、電話など連絡先を記載する。

- (1) 製造者と販売者が同一の場合は、「製造販売者名」を表示する。
- (2) 製造者と販売者が異なる場合は、消費者に対する責任元を表示する。 責任元が製造者にある場合は、「製造者名」を表示 責任元が販売者にある場合は、「販売者名」を表示
- 7) 包装材の材質

項目名を「包装材」として、包装材の材質を表示する。

第四項 その他枠外に表示すべき事項

- 1) 使用上の注意事項
 - (1) 有害な粉塵やガス等が発生する場所やそれを防ぐ目的での使用を禁止する旨
 - (2) 肌の異常時および肌に合わない場合は使用を中止する旨
 - (3) 臭いで気分が悪くなった場合は、使用を中止する旨
 - (4) 乳幼児の手の届かない所への保管を喚起する旨
 - (5) その他の製品特性による必要な注意事項(洗濯不可表示、火気のそばでの使用を避ける旨、抗菌剤の種類または加工部位についての使用上必要な注意事項等)
- 2) 原産国表示(本体の形成・縫製工程を行った国)
- 3) 製造番号または製造記号

附則

- 1、施行 平成18年1月1日
- 2、改定 平成20年3月1日
- 3、改定 平成24年3月1日
- 4、改定 平成25年3月15日

(表示例1)

(一社)	日本衛生材料工業連合会自主基準による表示
品 名	マスク(商品名 〇〇〇)
対 象	かぜ・花粉・ほこり等
素材名	本体(ポリプロピレン)、耳ひも部、(ポリエステル)
抗 菌 剤	無機系抗菌剤、カテキン、○○○
(使用される場合のみ表示)	加工部位:フィルタ
枚数	15枚
	○○○株式会社
製造•販売者名	〒108-○○ 東京都港区○○○・・・
	お客様相談室 0120-○○○
包装材の材質	ポリプロピレン

(表示例2)

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示		
品 俗	アヒ√√(商品名 ○○○)	
女 參	かぜ・花粉・ほこり等	
素 材 名	本体(ポリプロピレン)、耳ひも部(ポリエステル)	
抗 菌 剤	無機系抗菌剤、カテキン、〇〇〇など	
(使用される場合のみ表示)	加工部位:表面材(肌に触れる表面には使用不可)	
枚数	15枚	
	○○○株式会社	
製造·販売者名	〒108 │○○ 東京都港区○○○	
	お客様相談室 0−20 ○○○○	
包装材の材質	ポンプロプフン	

(表示例3)

(一社)日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品 名	マスク(商品名 〇〇〇)
対 象	かぜ・花粉・ほこり等
素材名	本体(ポリプロピレン)、耳ひも部、(ポリエステル)
抗菌加工部位	表面材、(肌に触れる表面には使用不可)
抗菌剤の種類 (使用される場合のみ表示)	無機系抗菌剤、カテキン、○○○など
枚数	15枚
製造•販売者名	○○○株式会社 〒108-○○ 東京都港区○○○・・・ お客様相談室 0120-○○○
包装材の材質	ポリプロピレン

